

ストップ飲酒運転県民運動実施要綱

1 目的

飲酒運転が依然として後を絶たないことから、県民に飲酒運転の危険性・悪質性を認識させることにより、死亡事故等の重大事故に直結する危険性が極めて高い飲酒運転の根絶を図る。

2 運動期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 主唱

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

4 スローガン

許さない！見逃さない！飲酒運転

5 運動の進め方

(1) 一団体一根本運動の推進

各機関・団体は、飲酒運転根絶のために一以上の取組を掲げ、効果的に推進するとともに、下部組織（支部・加盟企業）に対して周知徹底を図り、継続して推進する。

事業所等においては、従業員に対し飲酒運転根絶の指導を徹底し、絶対に飲酒運転は許さないという意識付けを図る。

安全運転管理者又は運行管理者選任事業所においては、運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認などの業務に用いる自動車の使用者等に課せられている義務の遵守を徹底する。

(2) 飲酒運転根絶宣言店登録制度の推進

飲酒運転をしない、させない、許さないという県民意識の高揚を図り、飲酒運転を許さない社会環境づくりを進めるため、飲酒運転根絶を宣言する飲食店の登録事業を推進する。

(3) 飲酒運転4（し）ない3（さ）せない運動の推進等

飲酒運転は故意に行われる極めて悪質な犯罪であることから、家庭、地域、職域等で運転者とその身近な関係者において、飲酒運転はもとより、車両を運転する者に酒類を勧めたり飲酒した者に車両を貸与するなどの飲酒運転を助長する行為の禁止も含めて飲酒運転根絶について繰り返し意識付けを図ることが必要であり、当該運動の普及と実践を推進する。

また、道路交通法において、自転車も酒気帯び運転が禁止されているにもかかわらず、自転車運転者の酒気帯び運転による重大な交通事故が後を絶たないことを踏まえ、自転車乗車時の酒気帯び運転の厳禁についても周知を徹底する。

* 「飲酒運転4（し）ない3（さ）せない運動」とは、次の項目の推進を図る運動のこと。

【4（し）ない運動】

- ① 酒を飲んだら運転しない。
- ② 運転するなら酒は飲まない。
- ③ 酒を飲んだ人の車には同乗しない。
- ④ 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしない。

【3（さ）せない運動】

- ① 酒を飲んだ人には車を運転させない。
- ② 酒を飲んだ人には、車を貸さない。
- ③ 運転する人にはすすめない。

(4) ハンドルキーパー運動の推進

酒類を提供する飲食店等の参加促進を図り、本運動の盛り上げに努めるとともに、関係機関・団体等と連携して飲酒運転をさせない機運を高める。

*ハンドルキーパー運動とは、自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒運転事故を防止する運動のこと。

(5) 広報啓発活動の推進

県及び市町村は、本運動についての効果的な広報を実施し、本運動への理解と参加を促すとともに、関係機関・団体等に対し、協力を要請する。

(6) 街頭活動、安全教育の徹底

関係機関・団体等は、緊密な連携のもと飲酒運転根絶のために街頭活動等を実施するとともに、各種講習会、交通安全教室等あらゆる機会を通じて、飲酒運転の危険性、事故の実態や罰則、アルコールが身体に及ぼす影響など、正しい知識の普及と啓発を行う。

(7) 関係機関・団体等の具体的な取組

関係機関	推 進 項 目
県	<ul style="list-style-type: none">○ 一団体一根絶運動の推進○ 飲酒運転根絶宣言店登録制度の推進○ 飲酒運転4（し）ない3（さ）せない運動の推進○ 各種広報媒体を活用した広報○ 各種行事、会合等を利用した広報啓発○ 交通安全関係及び飲酒運転に関する機関・団体等への協力要請○ アルコールやアルコール依存症に対する知識の普及啓発
市町村	<ul style="list-style-type: none">○ 一団体一根絶運動の推進○ 飲酒運転4（し）ない3（さ）せない運動の推進○ 街頭啓発活動、街頭指導の実施○ 広報紙、広報車、有線放送等による広報○ 関係機関・団体への協力要請
警察	<ul style="list-style-type: none">○ 飲酒取締り・街頭活動の強化○ 各種広報媒体を活用した広報○ 交通安全関係及び飲酒運転に関する機関・団体等への協力要請○ 飲酒運転根絶宣言店登録制度の推進○ ハンドルキーパー運動の推進○ 各種講習会、交通安全教室を通じての正しい知識の普及と啓発
教育委員会	<ul style="list-style-type: none">○ 教職員・保護者に対する周知徹底○ 飲酒がもたらす身体機能の低下等の教養○ 飲酒運転の危険性を認識させるための指導
上記以外の関係機関・団体等	<ul style="list-style-type: none">○ 職員・団体構成員に対する周知徹底○ 機関誌等各種広報媒体を活用した広報○ その他、それぞれの所管及び特性に応じ、本運動の推進のために創意工夫を凝らした活動